

議案第 2 2 号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市民会館大ホールステージ脇において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方

福井県福井市成和 1 丁目 1 7 2 1 番地

株式会社 名響社

代表取締役 五十嵐 由香

2 事故の概要

令和 7 年 5 月 2 2 日午後 4 時頃、勝山市民会館大ホールステージ脇において、緞帳の部品が破損し壁面から落下した。その際に、コンサートの準備のため株式会社 名響社が設置した音響機材を損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金 2 7 6 , 5 4 0 円

令和 7 年 9 月 9 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、この案を提出する。